【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引）

**第十五条の二十**　法第三十三条第二項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買若しくは有価証券関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。次号において同じ。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（有価証券等清算取次ぎの決済に必要な有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる有価証券等清算取次ぎに係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引）

**第十五条の二十**　法第三十三条第二項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買若しくは有価証券関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。次号において同じ。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（有価証券等清算取次ぎの決済に必要な有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる有価証券等清算取次ぎに係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（改正前）

（金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引）

**第十七条の三の三**　法第六十五条第二項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。次号において単に「有価証券等清算取次ぎ」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（有価証券等清算取次ぎの決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる有価証券等清算取次ぎに係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引）

**第十七条の三の三**　法第六十五条第二項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。次号において単に「有価証券等清算取次ぎ」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（有価証券等清算取次ぎの決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる有価証券等清算取次ぎに係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（改正前）

（金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引）

**第十七条の三の四**　法第六十五条第二項第八号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。次号において単に「有価証券等清算取次ぎ」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（有価証券等清算取次ぎの決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる有価証券等清算取次ぎに係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

（金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引）

**第十七条の三の四**　法第六十五条第二項第八号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。次号において単に「有価証券等清算取次ぎ」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（有価証券等清算取次ぎの決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる有価証券等清算取次ぎに係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（改正前）

（新設）